

青森県報

第四千五十三号

平成二十七年
九月三十日
(水曜日)

目次

告示

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

公告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……二
- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(県民局) ……四
- 右 同……………(同上) ……四

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(県北地域) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 人事委員会……………(職員課) ……五
- 人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

告示

青森県告示第六百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	弘前田舎館黒石線	平川市日沼高田二二一の一から	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二一まで	前 一六・五〇メートルから 後 一八・二〇メートルまで	二、一二四・〇〇メートル		
			南津軽郡田舎館村大字田舎館字前川二八八の九から	南津軽郡田舎館村大字田舎館字松橋六九の二まで	前 一六・六〇メートルから 後 一八・二〇メートルまで	二、一二四・〇〇メートル		
			南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二三の一から	南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田六の一まで	前 一六・六〇メートルから 後 一八・二〇メートルまで	二、一二四・〇〇メートル		
			南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二三の一から	南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田六の一まで	前 一六・六〇メートルから 後 一八・二〇メートルまで	二、一二四・〇〇メートル		

青森県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道弘前田舎館黒石線	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二三の一から南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田六の一まで	平成二七年九月三十日

青森県告示第六百八十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

青い森信用金庫大畑支店	むつ市大畑町新町	を
青い森信用金庫下北営業部大畑出張所	むつ市大畑町新町	に、
青い森信用金庫碓ヶ関支店	平川市碓ヶ関	を

青い森信用金庫安原支店碓ヶ関出張所

平川市碓ヶ関

に、

青い森信用金庫風間浦支店

下北郡風間浦村大字易国間

を

青い森信用金庫大間支店風間浦出張所

下北郡風間浦村大字易国間

に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 社会保障・税番号制度に係る統合庶務システム等改修業務 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県総務部人事課
- 五 青森市長島一丁目一の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日
- 九 平成二十七年九月四日
- 十 契約の相手方の名称及び住所
- 十一 富士電機株式会社
- 十二 東京都品川区大崎一丁目一の一
- 十三 契約金額

二千七百十万八千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下二二一の二	宅地	二六三・五四
青森市浪岡大字大釈迦字山田二二五の一	宅地	二二七・七六
青森市桂木四丁目六の七	宅地	八六六・六四
弘前市大字御幸町九の一	宅地	一、一三六・八三
黒石市境松一丁目一一の四	宅地	三七八・一九
南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一八六の四、一八八の四、一五六の一、一三	田	七五五・二四
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の二	宅地	九九三・二四

五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の二一三九	宅地	八〇一・〇一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市中央二丁目二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十七年十月二十六日 午前九時から

平成二十七年十月三十日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十七年十一月十一日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 大鰐町の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五条第一項第六号の届出が受理されることを停止条件とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社日晃海事建設

二 代表者の氏名 工藤 清美

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字志田一の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一一五六一号

五 取消年月日 平成二十七年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社推進工業

二 代表者の氏名 矢野 幸二

三 主たる営業所の所在地 青森市佃二丁目一九の三三一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第一四九三二号

五 取消年月日 平成二十七年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サワクラ

二 代表者の氏名 蛸澤 弘美

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水五四三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一四一八三号

五 取消年月日 平成二十七年九月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十七年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	坪 幸一	上北郡七戸町字天間館前川原八五の一	平成二七・三三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年九月三十日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理事	野田 政克	上北郡東北町大字上野上野一三二の一	平成二七・八〇
----	-------	-------------------	---------

人 事 委 員 会

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第八十条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭